

○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会運営規程

(平成29年1月25日決定)

(趣旨)

第一条 この規程は、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会設置要綱（平成28年12月28日 28都市建企第849号。以下「設置要綱」という。）第9条の規定に基づき、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第二条 委員長は、設置要綱第6条の規定に基づき委員に招集の通知を発する。

2 委員は、招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を委員長に申し出なければならない。

(傍聴人等が守るべき事項)

第三条 設置要綱第7条第1項の規定に基づき委員会を公開する場合において、傍聴人は静粛を旨とし、次の各号を守らなければならない。

一 委員会における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明する等発言を妨害しないこと。

二 みだりに席を離れ又は談笑する等の方法により委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害をしないこと。

2 傍聴人が委員長の指示に従わない場合は、委員長は退場を命じることができる。

3 傍聴人は、委員会の会場において写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

4 前3項の規定は、設置要綱第6条第2項の規定に基づき出席した有識者、業界関係者、関係職員等について準用する。

(議事録及び資料)

第四条 委員長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

一 委員会の開催年月日

二 出席した委員等の氏名

三 会議に付した議題

四 議事のでんまつ

五 その他必要な事項

2 議事録及び資料は、これを公開する。ただし、審議において、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条に規定する非開示情報を取り扱うときであって、委員長が公開を不相当と認めるときは、この限りでない。